

私立高校生の学費滞納割合は3年連続で1%を切る低水準に。 経済的理由で中退した生徒の割合は過去最低に。

…2018年9月末（半年間）の私立中高生の学費滞納と経済的理由による中退調査のまとめ…

1. 調査の目的

今回の調査は、2018(平成30)年度上半期(4月～9月末)に、私立高校・中学校で学費を3ヶ月以上、また6ヶ月以上滞納している生徒数とその状況、及び同期間に経済的理由で私立高校・中学校を退学(学費未納による除籍を含む)した生徒数とその状況を可能な限り把握し、私立高校で2010年度から開始された就学支援金制度及び各自治体での減免制度の政策効果の検証と、私立に学ぶ生徒の学習権を守り、私立高校生の学費無償化に向けて必要な措置を行政に要請していくために行いました。

本組合では、1998年度以来毎年同様の調査を行っており、今回が21年目の調査です。

2. 調査対象の期間

2018年4月1日から9月末段階の3ヶ月及び6ヶ月以上の学費滞納と、4月以降に経済的理由で中途退学した生徒について調査しました。

3. 調査方法

調査方法は、別紙調査用紙を本組合の各県組織を通じて加盟校(590校)を中心にして配布し、組合が学園の協力を得て調査し、調査用紙を本部にFAXし集約しました。

4. 回答状況

・回答があったのは32都道府県の私立高校279校(在籍生徒数247,489人)、私立中学校119校(同44,298人)です。

・回答のあった学校数は、全国の私立高校(全日制)1,296校の21.5%、私立中学校778校の15.3%です。

在籍生徒数では全日制私立高校生1,033,552人の23.9%、私立中学校238,326人の18.6%です。

※全国の私立学校数・生徒数は文部科学省「2018年度学校基本調査」による

5. 調査結果の特徴

(1)私立高校で3ヶ月以上の学費滞納生徒の割合は3年連続で1パーセントを切り、減少傾向にある。経済的理由で中退した生徒の割合は過去最低水準である。

① 9月末での3ヶ月以上の学費滞納生徒は、私立高校は279校中210校(75.3%)に2,189人いました。

この人数は全調査生徒数(247,489人)の0.88%で、調査した1校平均で7.8人になります。

3ヶ月以上の学費滞納生徒のいない高校は69校(24.7%)でした。

② 6か月以上(2018年4月以降またはそれ以前から)学費を滞納している私立高校生は、114校に746人(全調査生徒の0.30%)おり、6ヶ月以上の学費滞納生徒数は昨年と比べて減少していますが、その割合はここ3年間微増傾向を示しています。

③ 9月末での経済的理由での高校中退生徒は11校(回答のあった高校の3.9%)に14人(対象生徒数の0.006%)おり、この割合は過去最低です。

④ こうした状況を生んだ要因は私立高校生への就学支援金と、各自治体単独の減免制度が拡充してきていることがあげられます。文部科学省が「低所得世帯」とした標準家庭で590万円未満世帯まで自治体単独の支援制度があるのは今年度19都府県になり、国には制度がない入学金補助制度を自治体単独で実施しているのは21県にのぼっています。

更に低所得世帯からの生徒への学園独自の支援制度も多く私立高校に整備されつつあり、国、自治体、学園での学びの支援ができつつあることの反映だと考えます。

【私立高校9月末での3ヶ月以上、6ヶ月以上の学費滞納生徒数と経済的理由による中退生徒数の推移】

	3か月以上 滞納生徒数	同割合	6ヶ月以上 滞納生徒数	同割合	9月末経済的 中退生徒数	同割合
2008	3,208	1.47%	956	0.44%	103	0.05%
2009	4,587	1.70%	1,260	0.47%	149	0.06%
2010	4,203	1.54%	1,445	0.53%	101	0.04%
2011	3,747	1.36%	1,132	0.41%	58	0.02%
2012	3,657	1.31%	950	0.34%	38	0.013%
2013	2,691	1.16%	731	0.31%	34	0.014%
2014	2,812	1.07%	751	0.28%	32	0.012%
2015	2,835	1.09%	835	0.32%	32	0.012%
2016	2,442	0.89%	667	0.24%	28	0.010%
2017	2,614	0.97%	779	0.29%	17	0.0063%
2018	2,189	0.88%	746	0.30%	14	0.0057%

(2) 私立高校生の学費滞納での自治体間格差は拡大…滞納生徒割合の高い府県について

①滞納生数の割合では全国平均の倍以上の2%を超える自治体は北海道、岩手、宮城の3県でした。

②東北では回答があった5県のうち岩手、宮城の2県で2%を超え、青森で1.67%、山形で1.60%と高い割合です。東北各県では就学支援金加算世帯割合が高いにもかかわらず、国の就学支援金に上乘せする県単独減免制度の支援対象がほぼ授業料に限定されていること、補助対象世帯の収入が山形、秋田を除いて350万円未満世帯に限定されていることなどがその理由と考えられます。

【高い滞納生徒割合を示した10府県の5年間の推移】

	2018年9月末		2017年9月末		2016年9月末		2015年9月末		2014年9月末	
	滞納 生徒数	比率 (%)	滞納 生徒数	比率 (%)	滞納 生徒数	比率 (%)	滞納 生徒数	比率 (%)	滞納 生徒数	比率 (%)
全国	2,186	0.89	2,614	0.97	2,442	0.89	2,835	1.09	2,691	1.16
北海道	13	2.32	17	1.59	36	1.05	37	3.09	62	1.81
青森	114	1.67	214	2.50	190	2.52	186	2.62	202	2.85
岩手	71	2.32	84	2.79	52	1.53	78	2.37	106	3.85
宮城	84	2.12	78	2.23	102	1.86	110	2.16	60	1.21
山形	89	1.60	91	1.91	73	1.31	93	2.00	131	1.75
大阪	416	1.63	315	1.52	149	0.75	189	1.75	146	1.52
兵庫	85	1.55	113	1.98	195	2.18	130	3.30	127	1.87
岡山	108	1.96	104	3.03	40	0.94	71	2.17	24	0.75
福岡	39	1.36	93	1.92	130	1.81	122	1.75	114	1.23
熊本	60	1.45	90	1.54	33	1.45	64	1.52	13	2.00

(3)私立中学での滞納割合は低水準を維持、中退割合は過去最低

- ① 私立中学校で3ヶ月以上の学費滞納生徒数は45校(回答した学校の37.8%)に98人おり、調査した生徒に占める割合は0.22%でした。滞納生徒の割合は2012年以降減少し、今年は人数面でも、割合でも過去最低の水準となりました。
- ② 私立中学生で4月以降経済的な理由で中退した生徒は2名おり、経済的理由での私立中学の中退生徒数は最低水準が続いています。
- ③ 私立中学校での6か月以上の学費滞納生徒は18校に26名おり、昨年の28校・47名、一昨年の28校・45名に比べて減少しています。

【私立中学校での9月末での3ヶ月以上の学費滞納者数と経済的理由による中退者数の10年間の推移】

	調査校数	調査生徒数	3か月以上滞納 学校数	3か月以上滞納 生徒数	同割合 (%) (滞納生徒数/調査生徒数)	9月末での 中退生徒数	同割合 (%) (中退生徒数/調査生徒数)
2007	98	36,735	56	158	0.43	2	0.01
2008	121	47,456	68	208	0.44	11	0.02
2009	134	52,279	77	304	0.58	6	0.01
2010	144	54,822	71	196	0.36	12	0.02
2011	145	56,794	58	152	0.27	9	0.02
2012	151	63,122	81	217	0.34	5	0.01
2013	100	39,016	51	119	0.31	2	0.01
2014	125	51,015	59	108	0.21	7	0.01
2015	125	44,524	54	127	0.29	5	0.01
2016	138	52,550	67	148	0.28	8	0.02
2017	139	52,602	65	130	0.25	2	0.004
2018	117	42,932	45	98	0.23	2	0.005

(4) 「現行の就学支援金の見直し、制度拡充、改善について、あなたのまたはあなたの学校での要望事項について優先順位をつけて3点記号でお答え下さい。」のアンケートは以下のような結果でした。

	第1希望	第2希望	第3希望	合計学校数
ア. 私立高校生全員の授業料を無償にしてほしい。	136	19	30	185
イ. 年収910万円の所得制限をなくし全員に給付してほしい。	32	55	20	107
ウ. 低所得者(590万円未満)への加算を増やしてほしい。	18	53	39	110
エ. 中程度の所得者(590万円～910万円)へ加算してほしい。	17	34	51	102
オ. 施設設備費も対象にして学費(学納金)全体を給付の対象にしてほしい。	30	61	45	136
カ. 国として入学金の補助制度を創設してほしい。	8	22	43	73

キ. その他(自由記述)には以下のような意見がありました。

- *私立学校授業料を2020年度から完全無償化して欲しい(青森)
- *事務手続きの簡略化(山形)
- *中学生への周知をもっと拡大・充実してもらいたい。ほとんどの家庭がこの制度の存在を知らない状況(宮城)
- *国の制度なので、保護者が直接文科省に手続きを取れるシステムを構築してほしい。(福島)
- *学校事務の軽減。*中学生を早急に対象に加えてほしい。(栃木)

- *祖父母の資産を含めてより実態に近づけていただきたい。母子家庭など本当に困っているところへ手厚くしてほしい。(茨城)
- *授業料・施設費以外を対象にしてほしい。(茨城)
- *事務作業の軽減(埼玉)
- *東京方式にしてほしい。(埼玉)
- *事務処理すべてを自治体でおこなう。(埼玉)
- *事務手続きの簡略化(千葉)
- *申請書類の簡素化(東京)
- *事務手続きの簡素化(東京)
- *少子化と高齢化のバランスによる制度設計(東京)
- *学校への申請及び学校からの支給の廃止(東京)
- *事務処理の軽減(神奈川)
- *マイナンバーを利用して、収入の確認を簡素化してほしい。(神奈川)
- *授業料以外の校納金も対象としてほしい。(神奈川)
- *保護者が県と直接やり取りしていただきたい。(新潟)
- *手続きを一本化・簡素化してほしい。(新潟)
- *事務負担をなくしてほしい。(新潟)
- *保護者の申請書類の簡素化(愛知3校)
- *保護者が国、県に直接申請できるシステムを早期に導入してほしい。(愛知)
- *税更正の扱いをもっと寛容にしてほしい。(大阪)
- *中程度の下限を 690 万としてほしい。(大阪)
- *通信制も全日制と同じように。(大阪)
- *事務手続きの簡素化、事務システムの動作速度の改善。(大阪)
- *事務手続きの簡素化、一本化(広島)
- *私立中学生を対象としてほしい。(広島)

6. 滞納・中退世帯の事例 (全文は別紙であります)

- ①進学希望であるが、滞納のため、調査書を出せないという事例がある。また、ぎりぎりの生活のため、進学の奨学金を月 10 万や 12 万で申し込む生徒が何人もおり、進学先卒業後の生活が心配である。(青森 C 校)
- ②14ヶ月滞納している家庭では、お金を借りたくても保証人を見つけることができない状況であり、滞納解消の目処がまったく立たない。この家庭のため、校長が考えられるすべての機関に相談したが、保証人が見つからないことなどを理由にすべて断られた。最近報道もされたが、本県は奨学給付金の代理受給がおこなわれていないため、生活費に使われ、学費に充当されないケースも多く、私学助成をすすめる団体でも県要請の際、代理受給も含め、必要などころに必要な支援を強くお願いしたところである。(岩手 D 校)
- ③授業料 4 ヶ月滞納の生徒 A。両親が離婚協定中で、現在母親のもとに引き取られて生活している。教育費母親の収入で納めているが、低収入のため現在に至っている。2 学年の修学旅行の積立を切り崩し、本人は修学旅行に参加できない。(宮城 A 校)
- ④滞納の 8 割は就学支援金 1.5 倍～2 倍加算の生徒である。残り 2 割は加算なしである。2 倍以上の生徒は授業料分の支援は受けられるので、施設設備費などが大きな負担になっていると考えられる。(栃木 H 校)
- ⑤中学 1 年の 2 名。双子の生徒であったが、父親より事情により支払い継続が困難になってしまったので、公立中学校へ転校を希望した。(茨城 C 校)
- ⑥本校では学費滞納者は調査書の発行を受けられない原則があるため、対象生徒が出てしまった場合には生徒本人にも将来に対する漠然とした勝深刻な精神的圧力を感じさせてしまうことが大変憂慮されます。(千葉 E 校)
- ⑦毎年全体の 7～8%は校納金口座振替が実行されず、その都度督促業務が発生している状況である。父母・生徒・教職員のいずれにとっても、就学支援金の拡充は引き続き求めていくべきである。生徒が学習に

専念できる環境を整えることが必要だ。(神奈川 A 校)

⑧現在、学費に対して国の就学支援金、県の奨学給付金、授業料軽減、各市町村独自の補助制度があるが、支給基準は様々で、添付書類も多岐にわたり複雑である。中でも私立中学の授業料補助への申請は、総所得額を明記するために、通帳や有価証券のコピー、タンス預金の自己申告までさせるというものであり、常軌を逸している。教育の平等性、公教育の発展のため、手続きをより簡素化し国民主体の制度にする必要がある。(愛知 G 校)

⑨保護者の 1 人が外国人であり、所得課税期間に日本におらず、所得証明書を提出することができなかつたため、就学支援金は基礎額である 9,900 円のみを受給、兵庫県授業料軽減は支給の対象とならなかつた。このことにより授業料より減額できる額が少なく、もともと所得の低い家庭であったため、支払いが厳しくなり退学を余儀なくされた。この家庭については、現在(申請時点や途中経過)の収入を見る限り所得も低く、今が厳しいとわかる書類はあったが、就学支援金や兵庫県授業料軽減の制度は、当該年度の所得課税証明書の提出がないと対象とはしてもらえない。「家庭の状況に関わらず、全ての意思ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、社会全体の負担により生徒の学びを支えるもの」と作成された制度のはずが、このような理由で退学する生徒が出てくるのはまことに遺憾である。また、保護者の方は就学支援金や兵庫県授業料軽減が支給されず、授業料の額が上がり生活が厳しくなるので仕事も増やしたが、生徒と接する機会が少なくなり、親子関係を保つことができなくなったことを明かした。(兵庫 C 校)

⑩高 3 女子生徒：中学生の弟が 2 人いる 3 人姉弟。保護者は祖母で年金暮らし。実の両親は育児放棄で年間姿を見せていない。本人はアルバイトと学業の両立を何とかこなしている。高 2 の冬に退学したいと申し出たが、数人の教員でカンパもあり、学費は滞納せずにいることができている。(岡山 B 校)

⑪数年前と比較して、滞納自体が減少している。経済的理由により退学を余儀なくされた生徒や、バイトで学費を捻出している生徒も、現在は把握していない。保護者の失業や離婚による収入状況の悪化も、県の特別認定制度がセーフティネットになっているため、特に問題は感じていない。(広島 D 校)

⑫経済的理由による中退者は、2018 年度はいないが、過年度において再三の督促に応じなかつたことにより、退学処分とした事例がある。特に私立中学校に通う生徒に対する公的援助は少なく、中学在学中に転校を余儀なくされることは多いと感じている。(福岡 C 校)

⑬全体的に母子家庭が増えてきており(教育にお金がまわらず、結果低学力の生徒が私学に流れる傾向があるようだ)家計逼迫のため学費滞納状態を繰り返している。本校は 3 ヶ月滞納の場合登校停止の処分となるので、ぎりぎりのところで回避している。アルバイトは基本的には禁止となっているが、経済的理由により家計を助けるためアルバイトをせざるを得ない生徒も各学年とも数名存在している。勉強がおろそかになって成績が下がったり、好きな部活動を辞めた者もいた。姉が東京の大学に進学したため、本校在学中の弟が親(両親とも高齢ながら共働き、家ではやや認知症状態の祖母がいる)に遠慮して、病気になっても医療費のことを心配して医者にかからず、欠席が長期に渡ってしまうという悪循環を繰り返している生徒もいる。私学助成がすべての家庭にまで行き渡れば、上記のような状況が解消され、生徒一人ひとりが自分のやりたいことをのびのびできる環境が整うはずだ。(熊本 A 校)

7. 私たちの要求と今後の取り組みについて

【国に対して】

(1) 2020 年度からの就学支援金制度見直しにあたっては、就学支援金の支給対象については施設設備費を含む学費全体とし、低所得世帯に国の補助が行き渡るようにすること。

昨年 12 月 8 日の与党合意として発表された「政策パッケージ」で「私立高校生の非課税世帯までは 394,000 円、350 万円未満世帯までは 35 万円、590 万円未満世帯までは 35 万円」とする内容が発表されました。

私立高校の 2017 (平成 29) 年度は、全国平均学費が 565,924 円であり、内訳は授業料 396,313 円、

施設設備費等 169,611 円です。従って「授業料無償」では「施設設備費等」がそのまま残されることとなります。非課税世帯まで授業料補助として最高で 39 万円国からの支援があったとしても、2017 年度授業料平均額で 32 道県がその額に達していない、満額受給できないということになります。

そもそも私立高校の授業料と施設設備費は別名目で徴収されていますが、授業料を「公立高校授業料の 2 倍程度」に押さえていた学校が多く値上げができないなか、施設設備費で実質的な値上げをしてきた経緯がある県があるなかで、島根 (23,867 円)、大阪 (26,611 円)、愛知 (47,936 円)、鹿児島 (52,479 円)、長崎 (57,431 円)、北海道 (63,493 円)、富山 (74,760 円)、和歌山 (77,333 円)、福井 (79,200 円)、広島 (85,243 円)、山形 (87,806 円) などでは授業料に一本化する方向で私学の足並みが揃い今日に至っている県も存在しています。他方、宮城 (308,663 円)、三重 (302,128 円)、茨城 (293,983 円)、神奈川 (259,001 円) など 16 都府県が平均で 20 万円を超えています。

私立高校生の学費全体の無償化をすすめるために、以下の実現を望みます。

- ① 補助対象を施設設備費なども含めた私立高校の学費(学納金)全体に広げること。
- ② 私立高校でも授業料については、施設設備費を加えた額にし、授業料に一本化すること。
- ③ 就学支援金の拡充を自治体が呑み込んで保護者に届かなくなってしまうことのないように、自治体に対して指導すること。

(2) 入学金補助制度を創設すること

国の制度では入学金に対する補助制度がなく、現在補助制度がある 21 県は自治体単独での補助となっています。自治体の制度を下支えする国の制度の創設を望みます。

(3) 私立小中学生への就学支援実証事業への申請を再考すること。

今年度の私立小中学生への就学支援事業(年収 400 万円未満世帯に 10 万円の支援)への申請は、前年度の課税証明の提出という基準の他に、預貯金通帳の写し、貴金属、タンス預金、負債証明などプライバシーに関わる申告を義務付け、さらに 11 ページ 18 項目もの意識調査、誓約書の提出をさせるというものでした。

これに対して多くの保護者から批判や申請拒否の声が聞こえてきており、申請者も激減しています。実証事業とはいえその年度に該当する保護者にとっては耐え難い「調査」や申請方式であり、こうした方法を直ちに改善することを求めます。

(4) 就学支援金、奨学給付金の申請、給付についての事務手続きを簡素化するとともに取扱手数料を増額すること。また、マイナンバーの取扱いについての必須条件化はおこなわないこと。

【自治体に対して】

(5) 「家計急変世帯支援制度」を適用するなどして学費の滞納が中退につながらないような緊急支援を自治体が講じること。制度について県民への告知とともに、学校と連絡を密に取り、そうした生徒がいた場合には学校と行政とが一体になった救済策を講じること。

(6) 自治体独自の減免制度を中所得世帯まで拡大すること。

(7) 現在多くの自治体で学校の減免事業に県が再補助・補填するという考え方にたっています。これを県の直接事業とするなかで、県が制度を県民に周知徹底すること。

(8) 自治体支援額の一部を学園負担にする制度がのこる 7 県は直ちにこの制度を廃止すること

「自治体負担の一部を高校側にも負担いただく」として低所得世帯への自治体支援額の一部(10%~50%)を学校負担としている自治体が 7 県(宮城県、茨城県、栃木県、香川県、佐賀県、熊本県、宮崎県)あります。この学校負担制度は低所得世帯の生徒を入学させた学校への自己責任とも受け取れる制度であり、本来の制度の趣旨とは大きくかけ離れたものと言わざるを得ません。

(9) 私立小中学生への就学支援実証事業への申請を再考すること。

(10) 就学支援金、自治体減免制度、奨学給付金の申請、給付についての事務手続きを簡素化すること。

以上

私立中学・高校生の学費滞納・経済的理由による中退調査(1998年～2018年9月)

	県数	学校種	学校数	生徒数	滞納生徒数	滞納比率	1校当滞納	退学者	1校当中退	退学比率
1998年8月末	26	高校	180校	210,548名	2,986名	1.42%	16.5名	191名	1.06名	0.09%
1999年8月末	30	高校	268	278,522	3,727	1.34%	13.9	114	0.43	0.04%
		中学校	90	37,995	242	0.64%	2.7	3	0.03	0.01%
2000年9月末	25	高校	257	261,532	3445	1.32%	13.4	164	0.64	0.06%
		中学校	98	40,748	180	0.44%	1.8	2	0.02	0.0049%
2001年9月末	28	高校	257	256,545	3479	1.36%	13.5	153	0.60	0.06%
		中学校	96	38,509	216	0.56%	2.3	6	0.06	0.02%
2002年9月末	25	高校	235	226,850	3,175	1.40%	13.5	127	0.54	0.06%
		中学校	93	38,722	221	0.57%	2.4	1	0.01	0.00%
2003年9月末	27	高校	252	232,855	3,464	1.49%	13.7	149	0.59	0.06%
		中学校	93	36,849	180	0.49%	1.9	6	0.06	0.02%
2004年9月末	24	高校	170	152,516	2,849	1.87%	16.8	119	0.70	0.08%
		中学校	69	24,550	149	0.61%	2.2	4	0.06	0.02%
2005年9月末	23	高校	187	163,932	2,628	1.60%	14.1	83	0.44	0.05%
		中学校	73	28,058	122	0.43%	1.7	5	0.07	0.02%
2006年9月末	23	高校	200	168,666	2,947	1.75%	14.7	81	0.41	0.05%
		中学校	78	28,049	136	0.48%	1.7	4	0.05	0.01%
2007年9月末	28	高校	254	209,469	3216	1.54%	12.7	153	0.60	0.07%
		中学校	98	36,735	158	0.43%	1.6	2	0.02	0.01%
2008年9月末	28	高校	265	218,727	3,208	1.47%	12.1	103	0.39	0.05%
		中学校	121	47,456	208	0.44%	1.7	11	0.09	0.02%
2009年9月末	32	高校	328	269,952	4,587	1.70%	14.0	149	0.45	0.06%
		中学校	134	52,279	304	0.58%	2.3	6	0.04	0.01%
2010年9月末	33	高校	332	273,370	4,203	1.54%	12.7	101	0.30	0.04%
		中学校	144	54,822	196	0.36%	1.4	12	0.08	0.02%
2011年9月末	33	高校	320	276,520	3,747	1.36%	11.7	58	0.18	0.02%
		中学校	145	56,794	152	0.27%	1.1	9	0.06	0.02%
2012年9月末	32	高校	335	279,302	3,657	1.31%	10.9	38	0.11	0.01%
		中学校	151	63,122	217	0.34%	1.4	5	0.03	0.01%
2013年9月末	33	高校	261	231,837	2,691	1.16%	10.3	34	0.13	0.01%
		中学校	100	39,016	119	0.31%	1.19	2	0.02	0.01%
2014年9月末	30	高校	307	263,413	2,756	1.07%	9.0	32	0.10	0.01%
		中学校	125	51,015	108	0.21%	0.86	7	0.06	0.01%
2015年9月末	33	高校	297	261,267	2,835	1.09%	9.55	32	0.11	0.01%
		中学校	125	44,524	127	0.29%	1.02	5	0.04	0.01%
2016年9月末	34	高校	310	274,903	2,442	0.89%	7.88	28	0.09	0.01%
		中学校	138	52,550	148	0.28%	1.61	8	0.06	0.02%
2017年9月末	34	高校	302	270,600	2,614	0.97%	8.7	17	0.06	0.01%
		中学校	142	52,805	130	0.25%	0.92	2	0.01	0.004%
2018年9月末	32	高校	279	247,489	2,189	0.88%	7.5	14	0.05	0.01%
		中学校	119	44,298	98	0.22%	0.82	2	0.02	0.01%

※ 9月末調査は滞納を、3月末調査は退学を中心に調査しています。

※ 滞納生徒数は3ヶ月以上の生徒数です。